

市貝町「障害者福祉計画」自己点検表（PDCAサイクル表）

基本理念 ともに生き ともに支え合う やさしいまち いちかい

基本目標 1 安心してサービスを利用できる仕組みづくり

施策展開・具体的施策（P）	計画実施状況（D）	計画達成評価（C）	今後の取り組み・改善事項（A）
1) 情報提供等の充実			
① 広報「いちかい」の充実 【重点】 毎月発行の町広報誌に制度・福祉サービス等のお知らせを解りやすく掲載する等丁寧な情報提供に努める。	広報12月号に障害者週間に合わせて手帳や障害サービスについての記事を掲載(見開き2P)	2	4月号に障害者差別解消法の記事を掲載予定。
② 障害者福祉のしおりの作成 各種保健福祉サービスの利用要件、各種手当、税の減免制度など日常に係る社会サービスを一括にまとめたしおりを作成する。	しおりを作成し、障害者手帳の受領の際や、健康福祉課、社協の窓口で配布している。	3	芳賀郡障害児者支援センターにも配置し、利用を図る。
③ ホームページの充実及びインターネットを活用した情報提供の促進 町のホームページの運用を強化し、インターネット等の媒体等、様々な媒体を活用して、イベントや研修会など各種団体の活動情報について積極的に提供する。	できていなかった。	1	障害者の授産品カタログを「優先調達」の啓発としてホームページに掲載予定。 今後も情報提供を検討していく。
2) 相談支援体制の構築			
① 相談支援事業の充実 【重点】 ・新たな相談支援の知識・技術の視点に基づく身近な相談支援体制の構築。 ・障害のある人の家庭訪問や地域社会でのニーズを把握、社会資源及び福祉サービスの活用と開発。 ・ニーズを的確に把握し評価・審査・確認等を行い様々な生活課題や障害種別に対応した総合的な相談支援体制の充実。 ・基幹型相談支援センターの設置	「芳賀郡障害児者支援センター」を町保健福祉センターに開設するため準備を進めてきた。益子、茂木、芳賀と共同して運営する。町内の障害者がより身近に相談を受けられる環境になり、当該センターは基幹型相談支援センターとしての役割を持たせ、地域の相談支援の「まとめ役」を担う。 平成27年度 上半期 相談件数 250件 支援回数 220回	3	平成28年4月に新たな相談支援センターが開設。今後とも、関係機関と連携しながら、総合的な相談業務等の充実を図る。

② 相談業務部署・団体の連携強化 ・多岐多様な相談ニーズへの対応、専門性を生かした相談、庁内の各種相談窓口の連携、関係機関（県東健康福祉センター、芳賀地区相談支援センター、社協等）との連携の強化。	困難事例等は各関係機関と連携しながら相談、支援を行った。	3	今後も連携を強化していく。
③ 身体障害者相談員・知的障害者相談員との連携 身体障害者相談員、知的障害者相談員との連携をはかり、より身近な地域での相談支援の充実。	できていなかった。	1	相談員の方に研修や懇談会に参加を依頼しながら、連携を図っていく。
④ 相談業務担当者の相談支援研修の充実 ・各種窓口での困難ケースへの対応、専門家や機関が相互に協力し合うケアマネジメント、相談から包括的な生活支援につなげるために、相談支援機能に関する研修活動を充実させる。	芳賀地区連携調整会議や、県の研修会等、専門相談員は積極的に研修を行っている。役場担当者ができるだけ研修に参加するようにしている。障害者が生活困窮者であるケースもあり、社協と連携して支援した。	2	今後は「ひきこもり」支援等が課題。健康づくり係保健師とも連携が必要。
⑤ ケアマネジメント等支援体制の充実 ・相談、必要な情報の提供や助言、サービス提供者との連絡調整等を行い、問題解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するための「サービス利用計画」の作成を行う。	相談支援専門員によるサービス利用計画を作成している。	3	基幹型相談支援センターが連絡・調整を行い、地域の核となり、町も連携して計画の質の向上を図っていく。
3) 権利擁護の推進			
① 成年後見制度の啓発・利用支援 判断能力が十分でない人の財産等の権利を守る制度である、審判の費用、成年後見人の報酬等必要な費用の支援を行う。	地域生活支援事業で費用助成が可能。民生委員定例会等で勉強会を実施。	2	今後も関係機関等にも制度利用の周知を図る。
② 虐待防止の啓発及び対応策の強化 【重点】 ・障害のある人の虐待や権利侵害の未然防止の普及啓発に努め、市貝町障害者虐待防止センターと関係機関との連携、虐待の早期発見・早期解決に努める。	委託業者と連携し、24時間通報を受け付けた。 平成27年度 上半期相談件数 〇件 町健康福祉課に「市貝町障害者虐待防止センター」を置き、相談を受け付けている。	3	今後は、芳賀郡障害児者相談支援センターにも機能の一部を持たせる予定。
③ 差別解消に向けた広報啓発の充実 町広報誌やイベント等を通して町民・事業者等への周知に努め、障害のある人の理解の取り組みを充実させる。	芳賀地区自立支援協議会に、差別解消法に係る検討委員会を設けることで進めている。庁内の職員向け要領は作成済。	2	平成28年4月からの障害者差別解消法に向けて、相談窓口の設置、年度内に対応マニュアルの作成、周知を行う。

④ 日常生活自立支援事業の活用支援 社会福祉協議会で、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う。	2名の支援員増員、3名の新規利用登録あり。関係機関と連携しながら制度の周知とニーズ把握を行っている。	2	今後も関係機関と連携の上、必要と思われるケースに対しては制度の案内を行っていく。各地区に最低1名は支援員を配置できるようにする。
4) 福祉サービスの質の向上			
① 第三者評価事業の受審の促進 事業所における福祉サービスの質の自己評価を進め、第三者評価制度の受審の促進を図る。	できていなかった。(事例がなかった)	1	関係機関と連携し、推進を図るよう努める。
② 苦情解決の仕組みの充実、申立支援 福祉サービス提供事業者のサービスの苦情に対応できる体制の周知、苦情申し立て等の支援を行う。	できていなかった。(事例がなかった)	1	サービスの内容により、相談支援事業所と連携、虐待の事例に該当するかどうか等内容をよく確認する。場合によっては県の指導もある。
③ 事業者情報の収集・提供 サービス提供事業所の提供内容や利用要件等の情報収集、情報提供の体制整備を行う。	窓口での相談、関係機関と連携を行った。	2	体制整備に努める。
5) 人材の養成・確保			
① 相談支援専門職員の研修の強化【重点】 相談業務従事者が、障害のある人のニーズ把握から福祉サービスにつなげられるような総合的な相談支援体制の構築に求められている知識・技能の研修の強化。 相談支援従事者研修等に参加し、地域の相談支援リーダーになる人材養成に努める。	芳賀地区連携調整会議等で、相談支援専門員のスキルアップ、地域づくりの推進、精神障害者の地域移行・地域定着の推進を目的に毎月研修を実施している。 平成27年度は障害者の移動を調査するため「調査研究支援研修」(県保健福祉部事務局)に参加了。	2	栃木県で実施している相談支援従事者初任者研修を受講できる実務経験者(3年程度)の育成が必要である。保健師、社協の支援員等の人材育成に努める。
② 手話通訳・点訳等の養成研修の支援 聴覚・言語機能・音声機能・視覚等の障害のある人の意思疎通を図るために、手話通訳者・点訳者等の養成研修を支援する。	町では意思疎通支援事業を行っているが、養成研修は行っていない。 社協では、聴覚障害者支援のため手話入門講座の開催および手話サークルの立ち上げ支援を行った。希望者への近隣市町の手話通訳養成講座等の案内の実施。音声・言語機能については未実施である。	2	引き続き人材の発掘およびステップアップへの支援を行う。音声・言語機能についての講座を実施する。

③ 福祉関係職員等の研修の充実 町、関係団体等の障害福祉サービス提供に従事している職員や民生委員児童委員が、障害理解を深め質の高い福祉サービス提供・支え合い支援ができるよう研修を充実させる。	民生委員児童委員に向けた研修は県社協が実施しており、委員が参加している。 年2回	3	障害理解に向けた研修方法を検討していく。
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------	---	----------------------

基本目標 2 地域での自立生活を支える仕組みづくり

施策展開・具体的施策（P）	計画実施状況（D）	計画達成評価（C）	今後の取り組み・改善事項（A）
1) 在宅福祉サービスの充実			
① 訪問系福祉サービスの提供 身体介護・家事援助等の介護や移動の際の支援としての「居宅介護」等のサービスを必要な支給量を確保し、基盤整備に努める。	必要な量は支給決定しているが、居宅介護事業所が不足。	2	基盤整備に努める。
② 補装具費支給事業の提供 身体的機能を補うため、補装具や日常生活用具の給付等を行う。	必要としている人には、医師の意見書等に基づき給付している。	2	適正な給付に努め、パンフレット等で制度の周知を図る。
③ 在宅での自立生活の支援 在宅生活のために必要な短期入所サービス・移動支援事業等の必要な支給量を確保し、基盤整備に努める。	必要な量は支給決定しているが、移動支援事業所が不足している。 日中一時 P5 3) ①	2	平成28年4月からは、精神福祉手帳1～2級の方にも福祉タクシー券を交付する。
④ 難病患者等の在宅生活支援事業の提供 ホームヘルプサービス事業や日常生活用具給付等の療養生活の支援を目的とした事業の実施、地域における難病患者等の自立と社会参加の促進を図る。	日常生活用具・小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱等の整備を行い予算化した。必要としている人への支援を図った。	2	相談支援の知識を充実させ、基盤整備に努める。
2) 経済的自立の支援			
① 障害基礎年金の周知 障害のある人の生活の安定を図るため、「障害基礎年金」に関する情報を周知するとともに利用促進に努める。	窓口にパンフレットの設置、年金部局への照会等を行った。	3	利用促進に努める。
② 各種福祉手当の周知 「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「特別児童扶養手当」などに関する情報を周知するとともに利用促進に努める。	該当者への周知、申請受付を行った。	3	利用促進に努める。

③ 生活福祉資金貸付制度の利用支援 自立更生に必要な資金を確保するため「生活福祉資金」に関する情報を周知するとともに利用促進に努める。	民生委員児童委員に向けた研修は県社協が実施しており、委員が参加している。	3	
3) 日中活動の場の充実			
① 日中活動の機会提供 日中に施設などで日常生活又は社会生活ができるよう創作的活動や生産活動の機会を提供し、必要な支給量の確保と基盤整備に努める。	平成28年から、旧小貝中央小学校校舎を利用して1団体が「日中一時支援」サービスを実施している。	2	基盤整備に努める。
② 身体機能・生活能力の維持・向上 身体機能を補うための補装具、日常生活用具の給付等を行い、地域生活の維持向上を図る。	必要としている人には、医師の意見書等に基づき補装具、日常生活用具を給付している。	2	適正な給付に努める。
③ 介護給付の提供 身体介護・家事援助等の介護や移動の際の支援として居宅介護等を提供し、必要な支給量の確保と基盤整備に努める。	必要な量は支給決定しているが、居宅介護支援事業所が不足している。	2	基盤整備に努める。
④ 就労支援の促進 地域で自立した生活を送るため、経済的な自立に向け、一般就労や障害福祉サービスの就労支援事業等の多様な就労機会の確保や就労を支援する。	町は、平成27年度に芳賀地区自立支援協議会の「就労支援部会」事務局を担当。ハローワーク等関係機関と連携している。	2	部会を通して、支援に努める。平成28年度は障害者の就労に向けた「営業部隊」を作るか検討中である。
4) 移動手段の充実			
① サシバられあい号の運行 障害のある方の移動手段としても、利用目的の拡大の検討等を含め引き続きデマンドタクシーを運行する。	引き続き、運行している。障害者がわかりやすく利用できるよう、目的地までの乗り方等の案内を行っている。	3	地域での自立生活及び社会参加を促進する。
② 福祉タクシー券等の提供 福祉タクシー、リフト付き福祉タクシー（身体障害手帳1・2級下肢・体幹機能障害）利用者への助成を行う。 自立生活のため社会参加を促進する移動手段・移動支援等の方向性を検討する。	福祉タクシーについては、平成28年4月からは、精神福祉手帳1～2級の方も利用できるよう要綱改正を行った。	2	制度を周知し、自立のための外出支援を図る。

5) 住宅の場の充実			
① 町外グループホーム事業者との連携 グループホーム等、居住場所の確保に努める。（町外事業者との連携）	国県補助を利用しての整備方法を「圏域連携調整会議」等で検討した。 地域生活拠点については、自立支援協議会で検討していく。	2	地域生活支援拠点の整備に向け、事業所との連携が必要。
② 住宅改修費の助成 住宅改修（下肢障害3級以上・特殊便器への取り替えは上肢2級以上）の制度の周知を図る。	障害福祉に関するパンフレットを作成した。	2	相談支援専門員等を通して、制度の周知を図る。
③ 生活福祉資金貸付制度の利用支援 社会福祉協議会の、障害のある人の「生活福祉資金」の情報の周知を図り、利用促進に努める。	社協広報誌に制度の案内を掲載し、町民への周知を行った。	2	関係機関への周知及び利用促進に努める。
6) 福祉施設の整備・促進			
① 福祉施設入所の支援 地域で生活することが困難な障害のある人に対して、広域的に施設と連携を深めながら入所支援を行う。	長期入院精神障害者に関しては、認定調査を行うなど関係機関と連携して障害サービスにつながるよう努めてきた。	2	福祉施設から地域生活への移行促進をふまえた上で、必要とする人の支援を行っていく。
② 障害者福祉施設の新設の整備・促進【重点】 市貝町に障害者支援施設、または居場所を新設する福祉施設の整備・促進を図る。	国県補助を利用しての整備方法を、県担当者にも諮りながら検討している。	2	地域生活支援拠点の整備に向け、事業所との連携が必要。居住場所の確保に努める。

3 育ち、学び、働き、社会参加を進める仕組みづくり

施策展開・具体的施策 (P)	計画実施状況 (D)	計画達成評価 (C)	今後の取り組み・改善事項 (A)
1) 健康づくりの充実			
① 障害の予防・早期発見等 乳幼児健診や発育発達相談の充実に努め、早期発見・早期療育の体制整備を図る。保護者が身近なところで相談ができる、継続して支援が受けられるよう、関係機関相互の連携を図る。	乳幼児健診時発育発達について問診時チェックし、母親の思いを聞きとる形で実施。早期療育の周知をしている。	2	町で実施のことばの教室・県東健康福祉センターで実施している2次健診を中心に実施していくが、小児科でも力をいれているところができるところから関係機関相互の連携を図っていく。

② 保健・医療サービスの充実 健康保持と経済的負担の軽減のため自立支援医療の給付制度、重度心身障害者医療費助成制度の実施、制度の周知を図る。	障害福祉に関するパンフレットを作成した。	2	相談支援専門員や、民生委員を通して、制度の周知を図る。
③ こころの健康づくり・相談の実施【重点】 精神的な健康の保持増進ができるよう知識の普及・啓発を進める。精神保健相談日の開設。講演会や広報誌等で正しい知識の普及を図る。	こころの健康相談の実施（年6回）	2	町の事業だけでなく、県で行う講演会の周知を積極的に行う。 乳幼児健診・その他の保健事業の中で心の健康の大切さを周知していく。
④ 県東健康福祉センターとの連携 精神保健対策における保健・福祉・医療の専門的な取り組みとの連携を深め、精神障害がある人の地域生活の維持・向上を図る。	町で対応している精神障害者については県東健康福祉センターとの連携のもと対応を検討してきた。	2	保健師のみの視点でなく、関係職種の連携のもと、必要に応じ事例検討を実施。
⑤ 難病医療費等の助成 治療困難な指定難病については、医療費の一部を助成する。	実施していない。	1	県の取り組みのみ。
2) 乳幼児・低学年児童の養育の充実			
① 乳幼児健診・ことばの教室等の就学前対応 ・乳幼児健診・ことばの教室等で障害の早期発見に努め、保護者の悩み・相談等に対応する。・母親同士の交流を通して育児不安の解消に努める。・乳幼児期から就学相談を行い、保護者の理解啓発と就学前教育の充実に向けた支援を行う。	乳幼児健診、ことばの教室等の流れを就学指導の資料に活用した。	2	保護者の発達障害の理解啓発は、子の発育・発達とともに変化することから、その時の困り感を把握し、就学につなげていくことに今後も力をいれていく。
② 保育所・幼稚園での統合保育の推進 保育所・幼稚園では、今後も障害児の受け入れを継続し、障害児保育に対応できる保育士の配置を行うとともに、統合保育を行い、乳幼児期からお互いを理解、育ちあうよう保育を充実させる。	各施設において、統合保育を実施している。平成27年度の入所児童数、身体障害者手帳等を所持する入所児童3名。なお平成27年度から保育士を加配して障害児保育を実施する保育園、認定こども園に対して補助を行っている。	3	引き続き、統合保育の推進に取り組んでいく。
③ 学童クラブへの障害児の受け入れの推進 障害のある児童に対して、放課後や夏休みなど長期休業中や、放課後などの居場所の確保に努める。	障害児については、利用の希望がある場合に可能な限り受け入れに努めている。また、受け入れにあたっては、職員体制に配慮し、研修の実施により指導員の専門性の向上に努めている。	2	障害児を適切な環境で受け入れられる施設の整備を行う必要がある。

④ 障害児保育等保育職員の資質向上 保育所・幼稚園の障害児保育に必要な知識及び技術の習得を進め、保育士、教職員の資質向上を図る。	障害児に関する研修に積極的に参加し、専門的な知識の習得に努めるほか、職員会議において研修の内容を全職員にフィードバックしている。また、障害を持つ児童への理解と支援のあり方について職員間で共有するよう努めている。	2	障害を持つ児童の特性にあわせた保育を行えるよう、専門的な知識を有するカウンセラーの活用を推進する。
3) 学校教育の充実			
① 就学相談の実施 乳幼児健診、5歳児発達相談等で、発達段階と能力、特性を踏まえた教育が受けられるよう、関係機関と連携して就学相談、教育相談を実施する。	健康づくり係の乳幼児健診、5歳児発達相談、学校教育係の早期からの就学支援事業により、3歳～5歳児の幼保等の情報を共有し、教育相談を実施する。	2	保護者との共通理解を図るために個別指導票の作成が必要。
② 教育施設環境の整備 障害がある児童・生徒の教育施設に、障害種別に関係なくだれもがその能力を最大限に発揮できるように施設や設備の環境整備に努める。	できていない	1	現状の把握と効果の高い施設・設備の検討
③ 特別支援教育の充実 障害や発達の遅れのある児童・生徒の年齢、それぞれの発達段階等、ニーズに応じた適切な教育環境の整備と支援体制を充実させる。	特別支援学級の見学や担任との面談、特別支援学校の体験学習の情報を提供し、早期からの支援を実施する。	2	保護者への障害についての適切な理解を図る。
4) 雇用・就労の促進			
① 雇用促進のための啓発活動の充実 就労促進のため、受け入れ企業の理解・協力が重要であるため、雇用や職場環境整備に関する制度についての啓発を行う。就労の相談体制を充実させる。	芳賀地区自立支援協議会「就労支援部会」の事務局を担当した。関係機関と連携し、郡内商工会に障害者雇用のチラシ配布と説明を行った。	2	就労支援部会では、平成28年度は障害者の就労に向けた「営業部隊」を作るか検討中である。
② 障害者就労支援事業の充実 一般就労が困難な障害のある人に対して、障害福祉サービスの就労支援事業を活用し、就労支援を充実させる。 必要な支給量の確保と基盤整備に努める。	障害者就業・生活支援センター(チャレンジセンター)や、生活困窮者自立支援相談支援員とも連携し就労についての相談、支援を行った。	3	今後も関係機関と連携し、基盤整備に努める。

③ 就労支援の促進 一般就労や、障害福祉サービスの就労支援事業等の多様な就労支援の確保や就労を支援する。	障害者就業・生活支援センター(チャレンジセンター)や、生活困窮者自立支援相談支援員とも連携し就労についての相談、支援を行った。	3	今後も関係機関と連携し、基盤整備に努める。
④ 障害者の職業能力開発の充実 ハローワークや就労支援事業者、障害者就業・生活支援センター等関係機関と連携し、職場環境整備と助成制度の普及に努める。	芳賀地区自立支援協議会「就労支援部会」にはハローワーク担当者も部会員であるので、会議参加などの機会があった。チャレンジセンターとも連携を行っている。	2	就労継続支援A型利用者は支給決定時に暫定支給を行うため「特定求職者雇用開発助成金(ハローワーク)」の対象とならない。事業所に周知が必要である。
5) スポーツ、文化芸術活動の促進			
① スポーツ・レクリエーション事業の充実 「障害者スポーツ大会」への参加を促進する。障害のある人との人が共に楽しめるスポーツ・レクリエーションの提供を充実させる。	社協とも連携し、栃木県障害者スポーツ大会に昨年度より多くの人に参加していただいた。	2	事業の参加を促進、充実できるよう努める。
② スポーツ活動の参加機会の充実 スポーツ大会など各種大会に選手を派遣する等スポーツの普及と振興に努める。	社協とも連携し、栃木県障害者スポーツ大会に昨年度より多くの人に参加していただいた。	2	事業の参加を促進、充実できるよう努める。
③ 文化芸術活動の紹介、情報提供 障害のある人の文化祭や障害者美術展等の文化・芸術活動の情報・収集と紹介により、自ら文化活動に参加できる環境づくりを推進する。	芳賀地区連携調整会議の事業の中で、道の駅サシバの里いちかいで障害者が参加できる益子焼づくりを行った。	2	町で企画できるものがないか検討していく。
④ 文化芸術活動への参加支援 文化活動を関係団体と連携しながら支援し、参加する機会の充実に努める。	できていなかった。	1	カルフルとちぎ 2016 の参加。

4 支え合い豊かな生活ができる仕組みづくり

施策展開・具体的施策 (P)	計画実施状況 (D)	計画達成評価 (C)	今後の取り組み・改善事項 (A)
1) 理解の促進と交流の充実			

① 広報「いちかい」への特集記事掲載 町や社協の広報による啓発活動を充実させ、障害のある人の日常や、障害者団体の活動等を紹介、啓発活動を行う。	町広報誌はできていなかった。 社協だよりには団体の活動を掲載している。	2	掲載できるよう調整を図る。
② 障害者理解等福祉啓発行事の開催【重点】 「障害者週間」（12月3～9日）にイベントや広報啓発を行なう。	広報12月号に記事を掲載した。障害者施設の授産品の合同販売会をイオンタウン真岡で行い、町も協力した。	3	今後イベントや広報啓発を行っていく。
③ 障害者・障害者団体との交流の場づくり 障害のある人が参加できる機会を増やし、障害のある人が自ら企画、参加し、町民と交流を深めるプログラムの実施を支援する。	芳賀地区連携調整会議の事業の中で“居場所プロジェクト”があり、12月にサシバの里いちかいで障害者が参加できる益子焼づくりを行った。	2	町で企画できないか検討していく。
2) 福祉教育の推進			
① 小中学校における障害者理解の講演等の開催 小中学校で障害のある人と身近に触れ合う機会を設け、教育と福祉の連携により互いに助け合う意識を育てる講演会等の開催を支援する。	学校・企業・当事者組織・社協が連携し、福祉教育プログラム合同立案及び学習の実施をしている。（総合的な学習の時間で活用・全学校） 中学校への案内はしているものの、実施はできない状況である。視覚障害については学校と連携し、理解学習研修会を実施している。	2	小学校との連携の継続及び、中学校への働きかけを引き続き行う。学校のニーズに沿った講師のマッチングを行う。
② 小中学校への福祉教育教材の貸出し・提供 小中学校で取り組まれる福祉教育及びボランティア体験学習に必要な情報資料・活動器材等の貸出し・提供し、障害理解を深める。	社協では、疑似体験キット等の福祉教材の整備をした。必要に応じて町内外福祉施設とも連携を図りながら、資材や人材の調達を行った。	3	小中学校の学習ニーズを基に、必要とする資機材の整備を行う。
③ 社会人・企業等における体験学習の開催 日常的なボランティア活動を通し、障害のある人への理解と協力の必要性に基づく体験学習の開催を支援する。	社協で開催する福祉教育や障害者関連事業において、ボランティアの募集を積極的に行い、体験から気づきを得られる機会をつくっている。	2	より多くの人に継続して参加してもらえる機会を増やすよう努める。
④ 障害者が参画する体験学習の場づくり 町民との相互交流と相互理解の体験学習を障害のある当事者が自ら企画、運営し、交流を深めるプログラムの実施を支援する。	障害のある方当事者が企画する機会を提供できなかった。	1	当事者が実施できるよう検討に努める。

③ 地域福祉活動の推進			
① 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定 地域福祉計画、地域福祉活動計画と整合性をもち、障害のある人の地域自立生活を支援する。 地域福祉活動計画の策定 (社会福祉協議会)	地域福祉計画は平成27年3月に策定した。地域福祉活動計画は現在策定中。	2	計画中の施策の遂行に努める。
② ボランティアセンターの機能の強化 町民の福祉意識の向上やボランティア参加の拡充等の基盤強化や障害者・障害者団体からのニーズ把握やボランティア申請に対応する機能の強化を図る。(社会福祉協議会)	保健福祉センターロビーに大型のボランティア情報掲示板を設置し、町民が自由に情報を発信・収集できる環境を整備した。社協にて新規ボランティア人材の発掘を行った。	2	継続して人材の掘り起こしを行う。マッチング機能のシステム化を検討する。
③ 精神保健ボランティア活動の推進 精神障害のある人への差別や偏見を取り除き、地域社会で自立生活を支えるために、精神保健分野のボランティア活動を推進する。	実施なし。	1	精神障害の理解・啓発の場を広報等で伝えていく。
④ 身近な見守り・生活支援活動の推進 【重点】 障害のある人の生活課題は多様であり、社会的孤立、制度外や制度の狭間のニーズに対応する住民相互の助け合い活動・生活支援活動の構築に取り組む	相談支援専門員や民生委員、関係機関と連携し見守りを進めているが、住民相互の助け合い活動の構築は未着手。障害者の「とちぎ権利擁護センターあすてらす」利用による金銭管理を行っている。	2	住民同士の地域で助けあい活動ができるよう体制の構築を図る。
⑤ 民生委員児童委員活動の支援 民生委員児童委員は、町とともに障害者福祉施策を協働して実現することが求められ、民生委員協議会における障害者福祉問題の取り組みを実施する。	平成27年度は特に実施していなかった。	1	民生委員児童委員協議会の中で企画するよう図る。
⑥ 障害者団体間のネットワークづくりの支援【重点】 町内で活動する障害当事者団体は、障害種別を超えて、障害のある人々と家族の共通問題の世論を呼び起こし、施策の実現等に取り組むためのネットワーク形成を支援する。	当事者団体で連携をとり、障害種別をこえたサロン活動の実施やスポーツ大会への参加を行った。	2	引き続き実施していく。

4) 公共機関、歩行空間等のバリアフリー化の促進			
① 公共施設や公園等のバリアフリー化の促進 町内の公共施設等を誰もが利用しやすい施設とするため、段差の解消、障害のある人に配慮したトイレや駐車場の整備の促進を行う。	スロープのない小学校へ、社協より簡易的なスロープの寄贈を行った。	2	保健福祉センターにオストメイトトイレ設置に向け働きかけていく。
② 公共交通機関等の道路・交通環境の整備 身体障害者、高齢者等の公共交通機関を利用した移動の利便性や安全性の向上、違法看板等による道路や歩道の不法占用の解消に向けて、関係機関・事業者等に働きかけを行う。	できていなかった。	1	地域の実情に応じ、歩道の設置、段差の解消などバリアフリー化に努める。
③ 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく整備指導 ソフト面及びハード面からのバリアフリー化を進めることが求められている。不特定多数の人が利用する公共的施設に關し、障害のある人が施設を快適に利用できるよう条例に基づき事業者を指導する。	できていなかった。	1	現在1箇所のおもいやり駐車スペースの登録を増やせるよう働きかける。
5) 大規模災害時等の支援体制の充実			
① 避難行動要支援者対策計画の策定 町の地域防災計画に基づき避難行動要支援者対策計画が策定されており、日常的な見守り体制や災害時における地域支援体制の整備を図ります。	地域支援体制は検討中。	2	関係機関と協力して整備に努める。
② 避難行動要支援者名簿の整備、改訂 日頃から災害時における自力避難が困難な人の把握に努め、災害時に避難等の際に人的支援を要する要支援者一人ひとりについて、その状況を記載した避難行動要支援者名簿を整備すると同時に状況の変化があれば改訂する等に取り組む。	名簿の改訂は完了した。避難支援個別プランの策定ができていない。	2	避難支援個別プランの作成の具体的な策定方法から検討が必要。早期に策定できるよう努める。

<p>③ 福祉避難所の指定 障害のある人や高齢者等に配慮した公共施設を福祉避難所として指定し、災害時における避難生活の不安の解消を図る。</p>	<p>社会福祉法人 1ヶ所を福祉避難所に指定済。</p>	2	<p>障害者の受け入れ施設を検討する。</p>
<p>④ 障害者参加の防災避難訓練等の実施【重点】 総合的な防災訓練に障害当事者団体として、地域防災訓練には個人・家族としての積極的な参加を促進する。障害のある人に対して、防災訓練の必要性を周知するとともに、障害のある人が参加しやすい防災訓練を検討する。</p>	<p>町の防災訓練では障害のある人に向けた訓練は行われなかった。</p>	1	<p>関係機関と諮り、実施に向け検討する。</p>
<p>⑤ 防犯対策及び緊急時等の対応 障害のある人への防犯・防災対策や緊急時対策を推進する。</p>	<p>できていなかった。</p>	1	<p>当事者の意見を伺いながら推進に努める。</p>